

青森県後期高齢者医療広域連合職員出勤簿管理規程をここに公表する。

令和四年八月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃 彦



青森県後期高齢者医療広域連合規程第三号

青森県後期高齢者医療広域連合職員出勤簿管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めるものを除くほか、連合長の補助職員である職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の出勤簿の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において使用する用語の意義は、職員の服務に関する条例等において使用する用語の例による。

(出勤簿管理者等)

第三条 出勤簿を管理するため事務局に出勤簿管理者を置く。

2 出勤簿管理者は、総務課長とする。

3 出勤簿管理者が不在のときは、あらかじめ出勤簿管理者が出勤簿補助管理者として指定した者が、出勤簿を管理するものとする。

(出勤簿の記録整理)

第四条 出勤簿管理者は、職員の出勤状況を把握するため毎日出勤簿を点検し、別表に定める区分により記録整理しなければならない。

(出勤簿の保存)

第五条 出勤簿管理者は、出勤簿を五年間保存しなければならない。

附則

この規程は、令和四年九月一日から施行する。

別表（第四条関係）

記録区分	内容
年休	年次有給休暇の届け出があった場合
特休	特別休暇の承認があった場合
病休（公傷）	公務上の負傷又は疾病による病気休暇の承認があった場合
病休（私傷）	公務外の負傷又は疾病による病気休暇の承認があった場合
欠勤	年次有給休暇の届出又は特別休暇及び病気休暇の承認を得ないで欠勤した場合
出張	旅行命令を受けた場合
義務免	職務に専念する義務の免除を受けた場合
育児休業	育児休業の承認があった場合

超勤代休	代休	振替	停職	休職	介護時間	介護休暇	部分休業	育児短時間
超勤代休時間を指定された場合	休日の代休日を指定された場合	週休日の振替を承認された場合	停職を命ぜられた場合	休職を命ぜられた場合	介護時間の承認があった場合	介護休暇の承認があった場合	部分休業の承認があった場合	育児短時間の承認があった場合